



かけがえの無い、たった一人の家族を 亡くし、救えなかったことの後悔

パワハラ撲滅を訴える伊藤哲夫人の心を代弁質問

(松原のりかず9月議会質問要旨) 本年4月名古屋高裁で元公園室長伊藤哲さん自死に関する裁判が開かれた。地裁判決「公務災害認定」を不服とする基金側が控訴。しかし、伊藤弁護団に対し基金側の反論はゼロ。裁判長が判決を次回7月に出すと通告する超スピード判決だった。高裁での伊藤左紀子さんの意見陳述は、こう言っている。

「公僕」と、 言い・・・

「夫、哲は2007年11月26日に自死するまで30年間、自らを市民の公僕と言い、職員として責任感を持って真面目に正直に殆ど休暇も取らずに勤務しました。私たち二人には子どもは恵まれませんでした。結婚して26年1ヶ月、幸せな生活を送っていました。哲が自死した理由は公務での負荷以外に考えられません。私は、哲の送ってきた携帯メール、残したデータや、私が実際に聞いた話をまとめたものや、哲の周りの人に話しを聴き、書いて頂いた意見書など基金に提出して来ました。

裁判開始から3年半経過、哲が亡くなって10年目の昨年12月22日、一審判決は、『哲が市内360箇所公園での事件事故などを含む多くの業務面と人間関係の両面から精神的負荷がかかり、肉体的にも精神的にも疲労し、遊具設置問題での後関問題が発生、後関され自尊心を深く傷つけられ、それ以前の部長との関係から生じた精神的負荷や日常業務による肉体的・精神的疲労とも合まって、精神的負荷が極めて強いものであった。』と認めて頂きました。しかし、地方公務員災害補償基金は控訴しました。

基金と争った10年は、私にとって時間が止まったままの辛い日々でした。辛くても続けるのは、自らを公僕と言い、真面目に働いた哲の死が『仕事が原因だったと認められることで、少しは救われる』と信じるからです。かけがえの無い、たった一人の大切な家族を亡くし、救えなかったことで後悔し続けることを余儀なくされるのは、私で最後にしたかった。岐阜市役所で哲の亡くなる以前から連綿と毎年1人の職員が自死しています。遺された家族の気持ちを思うと何よりも辛いです。」

事件から10年、判決は確定したが・・・

4000字にも及ぶ左紀子さんの意見陳述は、「職務内容とパワハラ」「後関問題」「異動問題」を自死の主な原因と訴えている。7月20日、基金が期限までに上告しないことが分かり、判決は「事件は公務災害」と確定。部長の行為は、亡哲に過重な負荷を与えるものであったと判断。地裁判決の説示するとおり、本件災害には業務起因が認められる。と

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

内容証明来て、遺族に謝罪 細江市長

8月19日消印で、伊藤夫人から松原のりかずへ判決文と手紙が送付された。文中には「公務災害認定が決定して以来、市役所に市長面談と謝罪を依頼していますが、未だに連絡がありません。許せません。そこで、今日の弁護士会議で市役所に内容証明を送付することになりました。・・・市役所と市長の責任は重大です。」と記載されていた。

8月30日、無所属クラブと市長との懇談会で、服部代表が市長に「判決確定後、市長はご遺族とお会いになりましたか？」と問うた。対し、「会っていない、依頼も無い」（市長）と回答。しかし、松原のりかずが、夫人の手紙を読み「と記載あるが、本当に依頼は無いか？」と問うと、「内容証明は、今朝届きました」（市長公室長）と回答が変わった。

労務管理の最高責任者は事件のあった10年前も、現在も細江市長。「依頼も無い」（市長）ではなく、「逆ではないか？ 公務災害確定時点で遺族に最高責任者市長として、謝罪の電話があっただけか？」（松原）ところが、「遺族から面会依頼の内容証明が送付されるなど、極めて不名誉なこと」（松原）と指摘し、「9月議会前に面会されるべき」と、あわせて指摘。経過を明らかにし、以下を質した。

質 問 （市長へ）

- 1 遺族への謝罪はされましたか。
- 2 謝罪をされたなら、どのような言葉で、市長の心境を遺族にお伝えになりましたか。あわせて、パワハラ防止への市長の決意を議会の場で表明して頂きたい。
- 3 遺族の希望される、パワハラ防止、過労死防止月間の創設への見解は。
- 4 新聞報道されたところの、パワハラ事件の（加害者）非公開事項の廃止について、県は例外なく公表しているが、市も公表とされるべきと考えます。見解を伺います。

答弁 自宅へ謝罪に伺った。霊前にお参りし、お詫びと再発防止をお約束した。伊藤さんの命日11月26日を含む同月後半2週間を過労死など防止啓発強化週間とする。

しかし パワハラ懲戒処分の非公表規定の廃止については改善の明言は無かった。



松原のりかず
☎058-253-2500